

## 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

### 1 日 時

令和4年12月15日（木）

開会 9時30分

閉会 9時56分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、大森達也委員、北野誕生委員、栗須百合香委員、  
富樫健二委員

欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 木平芳定（再掲）、副教育長 上村和弘

次長（教職員担当）佐藤史紀、次長（学校教育担当）井ノ口誠充、

次長（育成支援・社会教育担当）中川実、次長（研修担当）水野和久

教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 米澤道隆

福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 坂口浩二

教職員課 課長 野口慎次、班長 水谷匡利

高校教育課 課長 山北正也、課長補佐兼班長 谷奥茂、主査 脇本竜平

保健体育課 課長 奥田隆行、充指導主事 天白喜啓

### 5 請願・陳情の付議の結果

	件 名	審議結果
請願 1 2	三重県立高等学校における完全下校時間の設定を求める請願について	不採択
請願 1 3	三重県立高等学校における全選択科目の開講を求める請願について	不採択
請願 1 4	校外模試の受験強制をなくすことを求める請願について	不採択

### 6 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第 5 4 号	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 5 5 号	職員の人事異動（県立学校）について	原案可決

## 7 報告題件名

報告 1	令和 4 年度三重県優秀選手・指導者表彰について
------	--------------------------

## 8 審議の概要

### ・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（1 1 月 2 4 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名者の指名

大森委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 5 5 号は人事に関する案件のため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願を審議し、公開の議案第 5 4 号を審議した後、公開の報告 1 の報告を受け、非公開の議案第 5 5 号を審議する順番とすることを決定する。

### ・審議事項

**請願 1 2 三重県立高等学校における完全下校時間の設定を求める請願について（公開）**  
（山北高校教育課長説明）

請願 1 2 三重県立高等学校における完全下校時間の設定を求める請願について  
請願について、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日提出 三重県教育委員会教育長

2 ページをご覧ください。これが請願書の写しです。請願者は、先ほどご紹介があったとおりです。

「1 請願の要旨」です。三重県立高等学校において、生徒の完全下校時間を設定することを求めています。「2 請願の理由」です。4 行目では、放課後の生徒の下校時間

が遅くなる主な要因として、部活動や課外活動等があげられます。15行目では、早く下校できる仕組みとしても、また、三重県部活動ガイドラインを遵守させるための仕組みとしても、高校に完全下校時間を設定することが効果的であると記載されています。

次に、1ページにお戻りください。請願文書表があります。請願に対しての教育長の意見を一番右段に記載しております。県立高校においては、放課後、特段の用事がない場合は速やかに下校するよう指導しているところです。放課後に教員との面談や教育相談、補習、部活動などを実施する場合も、終了次第、速やかに下校するよう指導しているところです。

以上のことから、本請願については不採択といたしたい。説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

請願12はいかがでしょうか。

富樫委員

例えば、定時下校みたいなのが週に1回とかそういう日があるような学校ってのはあるんですかね。先生方の働き方改革にも結びつくような、この日は生徒も定時に帰りましょうみたいな、そういうのが設定されている学校もあるんですか。それぞれでやっていいと思うんですけども。

山北課長

働き方改革の一環で、先生方も早く帰る日というのを学校が月に何回とか、各自が設けています。

北野委員

完全下校の時間というのは、私の娘や周りに子どもがいる高校というのはもう完全下校時間とかが決まっている認識でいたんですけども、こういう請願が出てくるっていうことは、その三重県の県立高校の中で、完全下校時間が決まっていない学校があるっていうことなんでしょうか。それか、完全下校時間が遅過ぎるっていうことなんでしょうか。

山北課長

完全下校時間を設定しなければならないというルール自体があるわけではないんですけども、学校の中では、多くは下校時間というのを定めているところが実態としては多いです。ただ、先ほど申し上げたように、色々な諸活動をして帰ってくださっていることだけで終わっている学校もあるということはございます。

#### 【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

## ・審議事項

### 請願 1 3 三重県立高等学校における全選択科目の開講を求める請願について（公開） （山北高校教育課長説明）

請願 1 3 三重県立高等学校における全選択科目の開講を求める請願について  
請願について、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日提出 三重県教育委員会教育長

2 ページをご覧ください。これが請願書の写しです。請願者は、先ほどご紹介があったとおりです。

「1 請願の要旨」です。三重県立高等学校が選択科目として設定している授業科目について、受講希望者がいる全科目を開講することを求めています。

「2 請願の理由」です。2 行目では、開講予定科目は予め生徒に提示されているにも関わらず、後になって「受講希望者が少ないから開講しない」とすることは不適切であると記載されています。

次に、1 ページにお戻りください。請願文書表でございまして、請願に対しての教育長の意見を一番右段に記載しております。県立高校では、生徒が希望した選択科目はできる限り開講するよう努めていますが、希望者が極めて少なく、教科の特性により、学習活動が十分に行えないと判断される場合等は、開講しないこともあります。

そのため、科目選択にあたっては、前もって希望人数によっては開講されない場合があることや、第 2 希望を含めた科目を検討しておくことを伝えています。

以上のことから、本請願については不採択といたしたい。説明は以上です。

## 【質疑】

教育長

請願 1 3 はいかがでしょうか。

## 【採択】

— 全委員が本請願の不採択を承認する。 —

## ・審議事項

### 請願 1 4 校外模試の受験強制をなくすことを求める請願について（公開） （山北高校教育課長説明）

請願 1 4 校外模試の受験強制をなくすことを求める請願について  
請願について、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日提出 三重県教育委員会教育長

2 ページをご覧ください。これが請願書の写しです。請願者は、先ほどご紹介があったとおりです。

「1 請願の要旨」です。三重県立高等学校の生徒に対して、予備校等が実施する模擬試験を受験することが強制されないようにすることを求めています。

「2 請願の理由」です。5 行目では、「模擬試験は教育課程に組み込まれたものではなく、生徒には受験する義務が本来あるわけではありません。ましてや模擬試験が実施

されるのは主に学校が休業している週休日であり、学校が休業している日にまで生徒に模擬試験を受験させる権限は学校にはないのではないのでしょうか。」と記載されています。

次に、1ページにお戻りください。請願文書表があります。請願に対しての教育長の意見を一番右段に記載しております。模擬試験を受験する場合には、生徒や保護者に対して模擬試験を受験することの趣旨や必要性を文書や口頭にて説明しています。そのうえで、受験を希望しない生徒は受験しないこととしています。

また、生徒の進路希望によっては、すべての科目を受験するのではなく、一部の科目のみを受験することも認めるなど、柔軟に対応しています。

以上のことから、本請願については不採択といたしたい。説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

請願14はいかがでしょうか。

#### 【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

#### ・審議事項

#### 議案第54号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（青木福利・給与課長説明）

議案第54号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年12月15日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが規則改正案となっておりますが、2ページの規則案要綱で説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。

「1 改正理由」公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当に係る規定を整備する。「2 改正内容」人事委員会勧告に基づく勤勉手当の支給月数の引上げに伴い、勤勉手当の成績率の上限を次のように改める。

再任用職員以外の職員、現行100分の190以内となっておりますが、①令和4年12月期につきましては、100分の210以内、②令和5年度以降、100分の200以内。再任用職員、現行100分の90以内となっておりますが、12月期が100

分の100以内、令和5年度以降、100分の95以内。米印がありますけれども、再任用職員につきましては、令和5年度から定年前再任用短時間勤務職員という職名に変更となります。

「3 施行期日等」2①令和4年12月期ですけれども、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。2②令和5年度以降ですが、令和5年4月1日から施行する。今回の改正につきましては、人事委員会勧告をふまえて、今定例会議で勤勉手当の支給月数が0.1月分引き上げられる予定であることを受けまして、勤勉手当の成績率の上限について、改正するものでございます。勤勉手当の成績率の上限につきましては、従前より条例で定める支給月数の2倍以内という形で規定しておりますので、今回の改正におきましても、人事委員会勧告に基づき改正される支給月数の2倍の成績率とさせていただいてるところでございます。

1ページに戻っていただきまして、第1条が令和4年度12月期の成績率の上限について、一般の職員を100分の210以内に、再任用職員を100分の100以内に改正するもので、第2条が令和5年度以降の成績率の上限につきまして、一般の職員を100分の200以内に、定年前再任用短時間勤務職員を100分の95以内に改正するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 【質疑】

教育長

議案第54号はいかがでしょうか。

#### 【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

#### ・報告事項

##### 報告1 令和4年度三重県優秀選手・指導者表彰について（公開）

（奥田保健体育課長説明）

報告1 令和4年度三重県優秀選手・指導者表彰について

令和4年度三重県優秀選手・指導者表彰について、別紙のとおり報告する。

令和4年12月15日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

1ページをご覧ください。この賞は、中学校・高等学校等の生徒が全国大会において優秀な成績を収め、県内学校スポーツの範となりえたことについて、その栄誉を讃え、三重県教育委員会教育長が表彰するものです。

「2 表彰事項」に上げております1から8の大会において、個人並びに学校対抗については、1位から3位、団体については、1位から4位の成績を収めた生徒、指導者及び学校団体が表彰の対象となります。

4ページをご覧ください。この対象の大会のうち、複数の大会で優勝をされるなど、学校スポーツに対し顕著な功績を上げた生徒を特別優秀選手として表彰しており、本年度は10名が受賞することとなっております。5ページから11ページにかけて、

それぞれの大会ごとの結果をまとめておりますので、また後程ご覧ください。

それでは2ページをご覧ください。中段に記載させていただいたとおり、各大会をまとめますと、団体表彰としていずれも延べ数ではありますが、学校団体は15名、選手は138名、指導者は44名を表彰いたします。この数は、近年では最多の表彰の数となっております。

なお表彰式は、下段にありますように、令和5年1月6日金曜日15時から三重県庁の講堂で行い、教育長から表彰状を授与していただく予定になっております。2月までに開催される全国選抜大会や国民体育大会の冬季大会等におきましての表彰の対象となる選手がありましたら、改めて表彰をいたしたいと思っております。

以上で報告を終わります。

#### 【質疑】

教育長

特徴的な成績を上げたチームとかの説明もお願いします。

奥田課長

以前にもこの場で紹介させてもらったものもあるんですが、メリノール学院中学校の男女が、8ページ上段の団体の部のところで、バスケットの男女で優勝しているというのが特徴でもあります。

教育長

四日市四郷のアーチェリーとかは。

奥田課長

四日市四郷のアーチェリーにつきましては、国体の方になるんですが、5ページになります。四日市四郷高校のアーチェリーが優勝を少年男子の部でしております。とこわか国体に向けて、選手強化等をしてきた中で、国体での数は近年にないぐらいの成績を他の少年の部においても、収めているような状況となっております。

教育長

ちょっと補足させていただきますと、四日市四郷のアーチェリーは、皆ほとんどが高校になって初めて競技を開始して、顧問の教諭も一生懸命練習方法や練習場所を工夫して練習を積み重ねて、ついに全国トップになったということです。アーチェリーはオリンピックでもありましたけれども、かなり技術力とか集中力、忍耐力を伴う競技で、団体戦でトーナメントなんですけれども、トーナメントに入ってから全て延長のシュートオフというのを制して、勝ち上がって、最後の決勝は強豪中の強豪の岐阜県で、これまで優勝を重ねてるんですけども、そこもシュートオフも最後まで行ってですね、それでも同点になって、最後は、矢が的に1番近かったチームが勝ちということで、四郷の選手が5ミリの差で優勝を収めたという感じです。あとそれから、8ページをご覧くださいますと、中学の個人の部になってるんですけども、陸上競技の女子の4×100m

リレーが伊勢市立小俣中学校による全国優勝と。インターハイで入賞数っていうのは相当数上げていただいて、ただ優勝をかなり目指していたチームは思うように行かなかった部分もあるんですけども、国体で頑張ってもらったり、国体でもこれまで優勝を確実にしてきたところも、中々かなわなかったというところもあるんですけども、今後に向けて取り組むというようなことを聞いております。

教育長

報告1はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

**議案第55号 職員の人事異動（県立学校）について（非公開）**

野口教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言